



Osaka Gakuin University Repository

Title	法人所得課税と立地選択 －マーリーズ・レビューの提案を中心に Corporate Income Tax and Location Strategy
Author(s)	村上 睦 (Mutsumi Murakami)
Citation	大阪学院大学 経済論集 (THE OSAKA GAKUIN REVIEW OF ECONOMICS), 第 28 巻第 1 号 : 63-84
Issue Date	2014.6.30
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

法人所得課税と立地選択 －マーリーズ・レビューの提案を中心に

村上 睦

要 旨

わが国においては法人所得課税に対して、経済活力や国際競争の側面とりわけ産業空洞化への対策として、法人税率が議論されることが多い昨今である。しかしながら、そうした各国の思惑を超えて、グローバル化のただなか、立地戦略へ中立的な税制を構築できないかという試みがイギリスにおいてマーリーズ・レビューという形で公開されている。OECDにおいても、「税源浸食と利益移転」が大きな問題となり、国際協調がめざされている。世界各国の制度を利用して、二重非課税となる事例が喧伝され、看過できなくなってきたためである。

そこで、本論においてはマーリーズ・レビューにおける法人所得課税をとりあげ、法人税率が企業の立地選択に対してどのような影響をもたらすのかを所得のタイプに基づき考察している。また、所得の稼得の基準として、適切なものは何なのか？居住地国課税なのか、源泉地国課税なのか、仕向地国課税なのか。所得タイプと立地を組み合わせることで、利益移転を防止し、資本や利益の立地選択に中立的な法人所得税の構築ができないものであろうかについて、マーリーズ・レビューに基づき検討している。

キーワード：グローバル化、正常利潤、超過利潤、経済的レント、源泉地国課税
居住地国課税、仕向地国課税、キャッシュ・フロー法人税

はじめに

近年、税源浸食と利益移転（Base Erosion & Profit Sifting 以下BEPS）に対する危機感が高まっている。OECDは2013年に「税源浸食と利益移転行動計画」を公表し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出し、全面的な支持を取り付けた¹⁾。アップルやグーグルといった世界的なIT企業が各国の税制を巧みに利用し、全世界所得の数%しか税を支払っていないという事実が報道されている²⁾。スターバックスの移転価格を用いた租税回避も問題となり、巨大企業の低税率国への利益移転が合法的ではあるものの問題とされている。多国籍企業の過度な利益移転を阻止するために、国際的な協力がめざされているのである。

2014年9月30日、欧州委員会は加盟国のアイルランドが米アップルに適用し

1) OECD (2013), Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting.

OECDは行動計画を公表する前に、BEPSと関係のある問題を客観的かつ包括的に提示することを目的として、同年、“Addressing Base Erosion and Profit Shifting”という報告書を公表した。これら2つの報告書の日本語訳が日本租税研究協会から次の通り出版されている。

公益社団法人 日本租税研究協会 (2013) 『税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画』

- 2) アップル社は法人税率の低いアイルランドに第1法人を設立し、無形資産を移転する（コストシェアリング契約により、費用負担をアイルランド子会社が負担したこととすることによる）。第1法人の管理機能を英領バージン諸島におく（アイルランドの税法では管理支配のあるところが居住地）。第1法人は非居住者となるため、アイルランドで課税されない。アイルランドに第2法人を設立する。ロイヤルティに対して源泉課税しないオランダに子会社を設立し、無形資産の使用許諾を行う。オランダ法人は第2法人にサブライセンスする。第2法人が無形資産のロイヤルティを米国外顧客から受け取る。そのロイヤルティはオランダ法人を経由させ、第1法人にもどり、バージン諸島に移転される。バージン諸島は法人税率ゼロである。アイルランドで第1法人から第2法人へロイヤルティが支払われると、第1法人は居住者でないため、源泉税がかかる。オランダ法人をはさむことで、税負担が軽減される。これをダッチサンドイッチという。米国の事業形態選択条項により、第2法人もオランダ法人も第1法人の支店という位置付けである。これらのスキームはダブル・アイリッシュ・ウイズ・ダッチサンドイッチとよばれている。

てきた優遇措置が公正な競争条件についてのEUの規則に違反するとの見解を示した。アイルランドはEUの規則に違反していないと反論し、アップルも特別な待遇は受けていないとの見解を示している。しかしながら、10月14日、アイルランドは多国籍企業の法人税の支払いを軽減するために認めてきた優遇措置を廃止すると発表した³⁾。

もしも「多国籍企業は合法的に法人所得税の支払いを回避することができる」とそれ以外の納税者が認識するとしたら、彼らは税制に対する信頼を失うこととなり、法人所得税が機能不全になることすら懸念されているのである⁴⁾。

イギリスにおいては、ミード・レポート⁵⁾から30年を経て、経済社会状況の変化が著しく、とりわけグローバル化への対応が議論されている。理論や実証の進展とも相俟って、税制全般について抜本的な再構築の必要性が認識され、マーリーズが中心となってまとめたものがマーリーズ・レビューである⁶⁾。ミード・レポートでの問題意識は、場当たりのな改正が非効率・不公平を生み出すことにあり、理論的に首尾一貫した税制の構築が目的とされたのであるが、その点においてはマーリーズ・レビューにおいても同様である。

本論においては、その中の法人所得課税について、Auerbach 他の提起した利益移転防止への新たな提案をとりあげ、その背景とともに考察する⁷⁾。ミ

3) 日本経済新聞、2014年10月1日朝刊ならびに10月15日朝刊に掲載されている。

4) 公益社団法人租税研究協会 (2013) 前掲書、4ページ参照。

5) Meade, J. (1978), *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee chaired by Professor J.E. Meade for the Institute for Fiscal Studies*, London; George Allen & Unwin.

6) Mirrlees, J. (2010), *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press. この後、それぞれの論者に対するコメントを検討して、提言としてまとめられたのが次の書である。

Mirrlees, J. (2011), *Tax by Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press.

7) Auerbach, Alan J., Michael P. Devereux, and Helen Simpson (2010), "Taxing Corporate Income," in Mirrlees eds. (2010) *op. cit.*

ド・レポートにおいては投資決定と資金調達に対する中立性が求められたが、マリーズ・レビューにおいては、それらに加えて、グローバル化の進展をうけて、立地に対する中立性ととりわけ利益移転防止が求められている。

1. グローバル化と法人所得課税

(1) 法人所得課税制度の設計に影響を与える要因⁸⁾

グローバル化の進展により、資本と利益の国境を越える流れが増加した。グローバル化した世界において、投資プロジェクトの所有者（自己資本の供給者）はプロジェクトの実施される管轄区域と異なる区域に居住することが増えている。また、最終製品の消費者の居住している管轄区域とも異なることも多い。このことが重要かつ困難な問題を提起する。

第1に、利益はどこで生じたのか？国際的な課税システムが、利益の生じた場所を基準として課税しているのは実際に適切な解決策であろうか。国際的な課税システムが利益の立地を確認し、それが立地したところで課税することをめざすかぎりにおいて、多国籍企業が実際の経済活動がおこなわれたという条件の下で、相対的に軽課税の管轄区域で稼得したとするために利益の立地を操作するインセンティブが存在する。

第2に、活動と所有の管轄区域の違いという問題点がある。これは個人所得課税の役割である。ミード・レポートの時代には、ヨーロッパにおいては、法人税と所得税の間にインテグレーションがなされていた。しかしながら、企業の株主の中で非居住者の割合が大きくなってきた現在、税額控除の妥当性は効率性の観点からも公正という観点からも問題となっている。ちなみに、イギリスにおける海外株主の割合は1975年において、約6%にすぎなかったが、2004年においては30%を超えている⁹⁾。

8) Auerbach et al. (2010) *op. cit.*, pp. 850-852.

9) Auerbach et al. (2010) *op. cit.*, pp. 864-865.

第3に、グローバル化の結果、企業は投資ごとに立地選択をするようになった。たとえば、生産その他、R&D、新しいマーケットへの参入などの選択において、たとえば、イギリスで行うか、アイルランドで行うかなど、それぞれ、別個の立地選択を行うようになってきている。個々の立地選択において、税がどのような影響をもつのが問題となる。

第4に、グローバル化は国々の中の租税競争をもたらした。自らの管轄区域に国際的に動く資本を引き付けるために、政府はビジネス環境を少なくとも他の国で利用可能な程度にまでは提供しなければならなくなった。利潤に対する課税はその一部となっている。その結果、種々の税率に下方の圧力がかかっている。グローバル化やその他の要因によって、より低い法定税率や実効税率の方向へ導かれている¹⁰⁾。

また、イギリスのみならず、他の工業国においても同様であるが、経済全体に占める製造業の役割が低下し、サービス業や金融部門がその重要性を増加させている。これは、法人税の伝統的な要因である建物・設備・機械などに認められる減価償却の重要性が縮小していることを示唆し、それとは対照的に、無形資産と金融資産に対する投資の重要性が増大していることを示唆している。

(2) 多国籍企業の意味決定¹¹⁾

企業が海外進出を望む場合、その意思決定には4つのステップがあると考えられる。第1ステップは、自国で生産し輸出をするか、海外で生産するかという選択である。それには各戦略の税引き後の所得を推定しなければならない。輸出の場合、輸送費がかかるが、海外生産においては輸送費がかからないかもしくは軽減される。しかし設備を設置することに伴う追加的な固定費がかか

10) 租税競争については、Auerbach et al. (2010) *op. cit.*, pp.856-857において述べられ、「底辺への競争」については、公益社団法人 日本租税研究協会 (2013) 前掲書、49頁においてもふれられている。

11) Auerbach et al. (2010) *op. cit.*, pp.853-855.

る。それ故、選択は活動の規模や種々のコストの大きさに依存する。この段階において法人税は次のような影響を及ぼすと考えられる。

もしも、自国で生産がなされるならば、生じた純所得は自国で課税される。海外で、生産が行われるなら、その国で生じた純所得は一般的にその国で課税される。自国への何らかの所得の送金はさらに税が課されるであろう。これらの税を勘定に入れると、その企業は課税後所得がより高くなる場合に海外生産を選ぶであろう。課税前所得に対する税負担額の割合を平均実効税率と定義すると、海外生産に踏み切るかどうかの意思決定は平均実効税率に依存するといえる。

もしも、企業が海外生産を選ぶならば、企業の直面する第2のステップは生産拠点をどの国にするかである。立地選択においても税のもたらす影響は平均実効税率に依存する¹²⁾。

第3のステップは、ある立地の下で、企業はその投資の規模を選択しなければならない。資本の限界生産物と資本コストが等しくなる点まで投資はなされる。経済的減価償却率と借入1単位当たりのコストと留保ならびに新株発行1単位当たりのコストが控除され、超過利潤（経済的レント）のみに課税がなされるのであれば、税は投資の規模に影響を与えない。しかしながら、現実の税制においては、減価償却は経済的減価償却と一致しないことが多い。また、投資のための資金調達において、借入による場合はその資金コストは控除されるが、自己資本による場合は控除されず、課税ベースは経済的レントに加えて、償却不足分や自己資本に対する資金コストが含まれていることとなる。このとき、課税のインパクトは資本コストに対する税の影響によって測られる。資本コストに対する税の影響は限界実効税率によって決まる。

第4のステップは、所得の帰属地である。課税所得が生じたとき、企業はそ

12) 企業の株主価値の重要な決定要因は1株当たり利益（EPS）であり、平均実効税率、はそれを決める大きな要因となっている。株主価値に直接の影響を有すると言える。

の所得がどの国で稼得したかを選択する機会をもつだろう。多国籍企業は課税所得がどこで稼得されたかを裁量する余地を幾分かはもっている。所得はいろいろな方法で低税率の管轄区域で稼得されたと表明することができる。たとえば、低税率国の子会社が、高税率国の子会社に貸出を行うことにより、高税率国において、利子支払が控除され、低税率国で追加的な課税所得が生じる。課税所得は2つの管轄区域の間で移転がなされることとなる。

また、ある子会社から他の子会社に売られる中間財の移転価格は決めるのが非常に難しい。とりわけ、その財がその企業独特のものである場合、この価格の操作はまた多国籍企業に高課税国においてではなく低課税国において所得を稼得したと表明させる機会を与える。勿論、多国籍企業がそのような所得シフトを行いうる程度は限定されている。もしも、制限がないならば、すべての所得は税率ゼロのタックス・ヘイブンで生じたこととされてしまい、他の地域で徴収することができない。逆に、移転価格に関する紛糾・混乱は、関係する両課税当局がある価格に合意をしない場合、両国から同一の所得に対して二重課税を被る危険性もあることを示している。

所得の帰属地は基本的に法定税率によって決められると期待される。企業がどこの国で活動するにしても、その国においてすべての税の優遇を受けると考えるのはもっともなことである。そうであるなら、所得を高税率国から低税率国へ移転しうる有利さは表面税率の差異に依存する。しかしながら、所得の過度な移転を防止するために多くの重要な技術的なルールが策定され、法人税制の複雑さはますます増加している。

2. 立地の基準と課税方式

(1) 源泉地国課税¹³⁾

企業活動のなされた場所で所得は稼得されると考え、その稼得された所得に

13) Auerbach et al. (2010) *op. cit.*, pp.870-879.

課税を行うのが源泉地国課税である。所得の源泉地国を確定する困難さを考察するために、次のような多国籍企業を想定する。

まず、単純なケースを想定する。

- ・ある個人XはA国に居住している。
- ・企業YはB国において雇用、製造、販売すべての活動を行っている。
個人Xは企業Yの株式を100%所有している。

B国は企業Yの源泉地国であり、A国は個人Xの居住地国である。

次に、B国における活動のリストから。販売を除くとする。

- ・企業Yはその製品のすべてをC国に輸出するとする。
B国は依然として源泉地国であり、C国を仕向地国と定義する。

持株会社を追加する。

- ・ZはYの株式を保有する持株会社であり、D国に設立された。
個人Xは持株会社Zの株式を保有している。
D国は多国籍企業の居住地国の形式を備えているように思われる。
しかし、実務においては、持株会社ZのD国における活動に依存し、D国において、経営管理が実施されるときのみ、居住地であるとみられる。

2つの研究所を追加する。

- ・R&Dの研究所をE国とF国に設立する。

資金調達のための子会社を追加する。

- ・資金調達のための子会社をG国に設立する。

最終製品を販売する子会社を追加する。

- ・H国に最終商品を販売する子会社を設立する。

これらのそれぞれの国での活動は全世界所得を生じさせるための必要部分である。所得の源泉地国として、B国、E国、F国、G国、H国があげられる。

通説に基づき源泉地を定義するならば、全世界所得に占める各子会社の貢献によって、それぞれの所得が計算されることとなる。これらの貢献は独立企業間価格を用いることによって決定される。独立企業間価格とは、非関係者（独立企業）の間で取引が行われるならば設定されるであろう価格である。しかしながら、実態においては、独立企業間価格を見出すことは困難である。同一企業グループの子会社間の取引は第三者間の取引を模写するものではないからである。

また、より、基本的な問題として、概念的にも存在しえないといえる。たとえば、各R&D研究所はそれぞれ別個の「製造技術の決定的な要素を含む」発明に関する特許をとったとする。特許のそれぞれはその1つだけでは価値をもたない。これゆえ、各特許を個別に独立企業間価格を測定すると、明白にゼロである。第三者は単一の特許に対して、何の対価も支払おうとはしないであろう。この多国籍企業が最終製品の独占的な供給者である場合、現実にはその特許の購入者はいないと考えられる。

このように、独立企業間価格の算定の困難さを考えると、B、E、F、G、Hのそれぞれの国の間でいかに所得が配分されるかを確定することは、實際上極めて困難なことである。どのような源泉地国課税についてもいえることであるが、源泉地国間で所得を配分することは、複雑さと不確実性を生み出す原因となる。

(2) 居住地国課税¹⁴⁾

居住を要件として、その居住者に課税を行うのが居住地国課税である。一般的に、居住地国を確定することは源泉地国を確定するより、より直線的にできるであろうと思われる。しかしながら、不幸なことに居住地に基づく課税は課税当局にとってはそうではない。居住には2つの形態がある。最終的な個人の

14) Auerbach et al. (2010) *op. cit.*, pp.879-882.

株主の居住と、法律上法人格を与えられた法人の居住である。

まず、個人株主について考察する。ある個人の法律上の居住性について議論になることはあるが、大部分の個人については居住地国を確定することは容易である。さらに、大部分の個人は国境を越えて居住地を変えることはない。個人の株主のレベルで法人の所得に課税することは重要な概念的な有利性をもっている。その税は資本や所得の立地に依存しないので、資本や所得の立地はこの税によって歪められることがないからである。

しかし、そのような税は純粋な形では機能することはできない。どの国も、世界中でその居住者に生じた法人所得に課税することを追い求めることとなり、居住者である個人も法人もその所得についての詳細な記載を提出しなければならない。政府はその国に個人株主が居住しなければ何の関係もない法人に対しては、管轄権を保持していない。株主は世界中に多数の企業の株式を持っている場合もある。それらのすべてについて詳細な情報を収集し、提出するのはきわめてコストのかかることである。企業の側では、保有し続けている株主に関しては、生じた所得のどれぐらいの割合がその株主に帰属するのかを確定しなければならない。また、その国の課税所得の定義も確認しなければならない。株式を売却した株主に対しては、株式の保有期間における配当とキャピタル・ゲインについて確認しなければならない。

これらの問題は居住者がどれぐらい海外の株式を直接保有しているかに依存する。ポートフォリオの国際的な多様性が増すにつれて、居住地に基づいた株主への課税の魅力は失われてきている。

次に、多国籍企業最終的な所有者である法人の居住地について考察する。居住性に基づいた法人税は現在共通したものとなっている。海外子会社から親会社に支払われた海外からの配当所得の流れに課税しようとしている国は多い。しかしながら、ここでいう居住性という概念はそれほど明白なものであるわけではない。租税回避を防止するために、そのような所得に課税したい国は

その法人が居住者であるか否かを定めるルールを定めている。これらのルールは通常多国籍企業がその場所から経営管理をうけているかどうかに基づいている¹⁵⁾。

居住地に基づく法人課税という概念は、親会社に送金されるものというより、多国籍企業の生み出した全世界所得に居住地国と同等の課税をするといった意味合いのニュアンスが強い。居住に基づく株主課税においてのように送金のみで課税がなされるならば、企業は留保利潤を親会社に送金することなく、海外で再投資するインセンティブをもつこととなるであろう。送金に課税を行おうとする場合であっても、海外で支払った税については税額控除がなされる。そのような税額控除についてはいろいろな方法があるが、その純効果については多国籍企業の熟練した税務担当者が居住地国での税負担が巨額にならないようにグループ内で金融面での調整を行いうるとの懸念がもたれている。実務においては、居住地国課税の適用は源泉地国課税と強く類似した様相を示している。

原則として、居住性に基づき、発生主義に基づく真の居住地国課税であれば、1つの重要な利点を保持している。居住地国の課税当局は多国籍企業の全世界課税所得を確認することのみを必要としている。所得がどこで稼得されたのかを確認する必要はなく、その多国籍企業全体の所得合計のみが関心事となる。その結果、すべての国がそのような税を採用するなら、税負担軽減のために、異なる国々の子会社の間に所得をシフトさせるインセンティブはなくなる。また、税が資本投資の立地に影響を与えることもない。

しかしながら、そのような理念的な法人税に付随した2つの重要な問題がある。第1は実行可能性である。この点においては個人株主の居住地国課税と同様である。数百ないし数千の子会社や支店を世界中に有している多国籍企業も

15) 管理支配地主義を採る国ばかりではなく、設立法準拠主義を採る国もある。我が国は後者に属するが、本店所在地を基準としている。

ある。これらの立地において、課税所得を発生主義に基づき、正確に確認し、必要に応じてチェックすることは、最終的に課税所得は合計されるとしても大変なことである。

第2に、多国籍企業の最終の持株会社は、個人株主と異なり、国境を越えて動き得る。持株会社は他の国の方で優遇が受けられるとなると、移動する。もともとの居住地国はその管理支配が移動しない限り、持株会社が実際に移動したとは認識しない。持株会社の移動については妥当性の問題を提起する。世界中で所得を稼得しているイギリスに存する持株会社があるとする。しかし、それに関連する経済的活動はイギリスでは行われていないし、株主もイギリスに居住していない。また、最終製品の消費者もイギリスに居住していないとする。その場合、どのような権利があって、イギリスはその企業の全世界所得に課税をすることができるのか？説得力のある正当な根拠を考えることは難しい。もしも、イギリスが高税率を課そうとするならば、その持株会社は他の国に移動するであろう。

個人レベルであろうが法人レベルであろうが居住地国課税は潜在的な利点を有するものの、採用するほどには実際的でない。イギリスにおいて現在実施されているのは、法人レベルに焦点をあてた、居住地国課税と源泉地国課税の混在した形であり、これは実行可能性という利点以外の何物でもない。

(3) 仕向地国課税¹⁶⁾

国際的な課税システムにおいて、源泉地国課税と居住地国課税は混在しており、その現存の税制がその実施方法において、考慮すべき非効率性を創り出していることは明白である。そこで、抜本的な改革として、仕向地国課税が考えられる。仕向地国課税の利点は最終の消費者が生活し、財やサービスを購入している場所に基づき課税をすることである。もしもこれが可能であるなら、資

16) Auerbach et al. (2010) *op. cit.*, pp.882-890.

本や利益の立地選択に対する歪みを避けることができる。

3. 立地選択への中立性

(1) 法人所得課税の種類¹⁷⁾

開放経済における法人所得を課税ベースの立地と課税対象となる所得のタイプにより、分類し、その特徴を明確にする。まず、立地が異なる場合における課税ベースを分類する。生産活動がなされる国で稼得される法人所得（源泉地国課税）や法人の本店や個人株主の居住する国で稼得される所得（居住地国課税）もしくは財・サービスが最終的に消費される仕向地国におけるコストを差し引いた売上（仕向地国課税）である。

課税ベースに含まれる所得のタイプを分類すると、まず、第1に、法人の自己資本に対する収益全額である。それは、投資に対する正常利潤（他の代替的な投資を行うならば得られるであろう収益であり、機会費用と考えられる）と正常利潤を超える経済的レント（超過利潤または純利潤）の合計である。法人所得は減価償却費と支払利子が控除されている。減価償却費が経済的減価償却に等しく、借入のみならず自己資本による資金調達のコストについても控除が認められるのであれば、資本コストは控除され、正常利潤については控除されることとなる。その場合、正常利潤に課税がなされることはない¹⁸⁾。通常はこれらが一致しないため、正常利潤が課税ベースに含まれることとなり、正常利潤にまで課税がなされることとなる。

第2は負債を含む資本投資すべてに対する収益全額である。包括的事業所得

17) Auerbach et al. (2010) *op. cit.*, pp.840-843.

18) J.A. ケイ/M.A. キング著 田近栄治訳 (1989) 『現代税制の経済学：イギリスの現状と改革』東洋経済新報社、138頁参照。また、横山彰・馬場義久・堀場勇夫 (2009) 『現代財政学』有斐閣、98-100頁参照。課税ベースが経済的レントのみであれば、利潤最大化をめざす企業においては法人所得に係る税は投資の規模に影響を与えない。税が影響を与えるのは税制が認める減価償却が経済的減価償却と異なる場合と借入のコストのみを控除する場合である。

課税の課税ベースは留保所得+支払配当+支払利子であり、支払利子の控除が認められないこととなる。資金調達を選択に対して、税が影響を及ぼさないことが主張される。

第3は経済的レントのみである。この場合、資本の機会費用は確保されるので、税引き前に実行可能であった投資が課税後も実行されることとなり、税の投資の規模に与える歪みは除去される。また、自己資本に対するコストも控除され、資金調達に対する歪みも排除される。

これら2つの軸によって分類された所得の型は表1に示されている。横軸には、所得のタイプ、縦軸には所得稼得の基準となる立地が示されている。これらの所得のタイプは今までに提案されながら実施には至らなかったものや基本的な考え方が試みられているものもある。ある意味で実行されている税制というよりも理論に基づいた分類であると考えられる。表1に示される①から⑨までの所得のタイプについて、若干の説明をAuerbach他に基づいて行いたい。

① 国外源泉所得を除いた法人所得税

国内で生じた所得（自己資本に対する収益の全額）が課税所得とされ、国外で生じた所得は課税対象とならない。イギリスにおいて、外国法人はイギリスの中で生じた所得にのみ課税される。

② 外国税額控除をもつ居住地原則に基づく法人所得税

全世界所得に対して、自国の税制に基づき税額を算定するが、外国で支払った税額を税額控除する。その場合、どこの国で稼得した所得であっても、自国の税制が適用される。

③ 居住地原則に基づいた株主課税

個人株主はその受け取った所得（配当・キャピタル・ゲイン）に対して自国に個人所得税を納税する。

表 I 法人所得課税の類型

課税ベースの立地	自己資本に対する収益の全体	資本に対する収益の全体（負債を含む）	経済的レント
源泉地国	① 国外源泉所得を除いた法人所得税	④ 二元的所得税 ⑤ 包括的事業所得課税	⑥ 法人の自己資本に対する控除を伴う法人課税 ⑦ 源泉地主義に基づくキャッシュ・フロー法人税
居住地国 法人株主	② 外国税額控除を有する居住地原則に基づく法人所得税		
居住地国 個人株主	③ 居住地原則に基づいた株主課税		
仕向地国 (最終消費地)			⑧ 仕向地に基づいたキャッシュ・フロー法人税 ⑨ VAT タイプの仕向地に基づいたキャッシュ・フロー法人税

出所 Auerbach A. J., M.P. Devereux, and H. Simpson, “Taxing Corporate Income”, in Mirrlees eds. (2010) *op.cit.*, p.841に基づき、筆者作成。

④ 二元的所得税

すべての資本所得に低税率で課税し、勤労所得に対して、累進税率を課している。北欧諸国で導入されている。法人所得税も資本所得に対するものと同率であり、個人所得税の最低税率と同一である。ただ、法人においては支払利子控除が認められる傾向がある。資本流入をめざしているといわれる。

⑤ 包括的事業所得課税 (Comprehensive Business Income Tax)

法人段階では支払利子の控除を認めないので、課税所得に利子が含まれる。個人段階では、受取配当も受取利子も課税しない方式である。資金調達に対して法人所得課税が中立であることをめざして、1992年にアメリカ財務省から提案された。課税ベースが拡大するので、税率の引き下げが可能となり、平均実効税率が下がる。立地上有利となり、所得のシフトへの誘因も減じることが可能であろう。しかし、大部分の企業の負債と自己資本の比率を考えると、時間をかけた移行が必要となる。

⑥ 法人の自己資本のコストに対する控除を認める法人課税 (the Allowance for Corporate Equity)

利子に対する控除とともに自己資本のコストに対する控除も認めるもので、その控除の大きさは減価償却引当金の設定の遅れを丁度取り戻すように取り決められる。いろいろなヴァリエーションがあるものの、クロアチア、ベルギー、ブラジル、イタリアなどで試みられている。

⑦ 源泉地主義に基づくキャッシュ・フロー法人税

ミード・レポートでは2つのタイプ、RベースとR+Fベースのキャッシュ・フロー法人税の提案を行っている。Rベースにおいてはキャッシュ・フロー基準をとるので、その課税ベースは固定資産・製品・サービスの総売り上げ収入など、あらゆる収入を含む一方、原材料購入・賃金支払い・機械設備購入のような実物への支出はすべて控除対象となる。また、支払利子は支払配当と同様に控除されることはない。支払配当も支払利子も税制上、同様の扱いを受けることとなる。キャッシュ・フロー法人税は投資そのものを課税ベースから除外することで、中立性を満たそうとしている。標準的な法人税においてみられる、投資の規模への影響や資金調達の方法（負債か新株

発行か社内留保をもちいるか) に与える歪みを除くことができる。

しかし、この税は立地選択と所得の帰属地の選択においては中立ではない。立地選択は税引き後のネットの現在価値の比較によって行われる。一般的に、これはキャッシュ・フロー法人税によって影響を受けるであろう。また、所得の源泉地が何処かという問題を解決するものでもない。税収中立になるよう税制が設計されるなら、税率は高くなることが考えられ、所得をシフトさせるインセンティブはより大きくなることも予想される。これは管轄区域間での所得移転に対するインセンティブをより大きくすることを意味する。それは最も利益を稼得しそうな企業が海外に流出し、利益の少ない企業が国内に残されることを意味している。

⑧ 仕向地に基づいたキャッシュ・フロー税

仕向地をベースにした法人所得への課税である。ある国で、最終の売上が生じたことを確認することが可能であったとしても、それらの売上は輸入された財であり、生産コストは他の国で生じている。いかにしてコストを所得に対応させうるかである。1つの国の1つのプラントは多くの国々に最終製品を供給しうる。そのプラントで生じたコストを他の場所で生じた所得に対して配分することはいかにすれば可能であろうか。1つの案は単一フォーミュラ(定式配賦方式)をとることであろう。最終の売上の価値の比率で国々の間に配賦することである。これは最終売上のみを配賦基準とすることで効果的になし得るかもしれないが、課税当局間の多大の協力を必要とする。

⑨ VAT(付加価値税)タイプの仕向地に基づいたキャッシュ・フロー税

VATによって測られる付加価値は経済的レントと労働コストの合計に等しいので、労働コストを差し引いたものは経済的レントのみとなる。これに課税がなされると、投資の規模に影響を与えない。また、仕向地に基づいて課

されるため、輸出による売り上げには課税がなされず、輸入品に関わるもののみ課税がなされる。資本や所得の立地に影響を与えない。

(2) 中立的な法人所得課税の提案

現実の法人所得課税においては、減価償却を経済的減価償却とすることが難しく、資本に対する経済的レントに追加して正常利潤にも課税することとなり、これが資本コストに影響を及ぼしている。また、支払い利子のみが控除されるため、異なる資金調達間の選択に歪みをもたらしている。経済的レントを課税ベースとした場合投資の規模に対して、税が影響を及ぼすことはない。キャッシュ・フロー法人税は経済的レントのみに課税し、しかも資金調達の方法に影響を与えない¹⁹⁾。しかしながら、キャッシュ・フロー法人税を導入した場合であっても、源泉地に基づく課税がなされると立地選択においては影響を及ぼし得る。立地選択、とりわけ、所得の帰属地の恣意的な移動に誘因を与えない税制として、VATタイプの仕向地に基づいたキャッシュ・フロー税が主張されている。

この提案に対して、Mintzは原産地主義に基づくVAT方式の利点を述べながらも、仕向地主義に基づくならば、移転価格問題は生じないと述べている²⁰⁾。いずれの方式が所得の稼働地の確定に歪みを与えない中立的な税制であるのかは実行可能性とともに考察されなければならない。近年、話題をよんでいる「税源浸食と利益移転」BEPSへの対処も国際的な協調が主張され、政府レベルでは合意を得つつあるようであるが、抜本的には難しいことが予想される。

19) Rベースであれば、実物のみがカウントされるので、受取利子や支払利子は課税ベースから控除される。R+Fベースの場合、借入、受取利子、貸付の返済は課税対象となり、借入の返済、支払利子、貸付は課税ベースから除かれる。これはネットの貸出の現在価値に課税することとなり、資金調達の意思決定に影響を与えない。

20) Auerbach et al. (2010) *op. cit.*, p.908.

Auerbach他の提案に対するJ.M.Mintzのコメントにおいて述べられている。Mintzは利益移転に対してそれほどの危機感をもっていないようなニュアンスが読み取れる。

抜本的な改革の方向に、国際協調は向かうべきであるとするならば、マーリーズ・レビューの提案も考慮に値するのではないだろうか。従前の自己資本に対する収益課税に固執してはその時々々の政策要請に振り回され、課税ベースに変更が加えられ、制度が複雑になるばかりではないだろうか。

課税ベースの計算方法をVAT方式に転換することができれば、VATから労働コストに税率を適用したものを差し引くことにより、法人所得税を算出することができる。仕向地原則に基づく場合、輸出品については課税がなされないため、税収は最終消費地に生じることとなる。輸出の多い国は法人税収が少なくなるが予想されるが、その国で製造がなされ、国民の雇用が増加するというメリットを享受することができる。

Mirrlees (2011) においても、労働コストを相殺するしくみをもったVATシステムが推奨されており、同じ効果をもたらすと述べられている²¹⁾。しかしながら、課税ベースの算出にVATを用いることまでは領けるが、法人所得税であるかぎり、最終消費者に負担させることが期待されているシステムであるならば、法人所得税といえるのか疑問である。更なる検討が必要であろう。

おわりに

日本財政学会第71回大会 (2014年10月26日) において、マーリーズ・レビューの執筆者のひとりであるオクスフォード大学M.P. Devereux教授の招待講演が“Are we heading towards a corporate tax system fit for the 21st century?”と題しておこなわれた。多国籍企業による合法的な節税策について、解説がなされ、本来、居住地国や源泉地国で課税されるべき所得であるのに、間にタックス・ヘイブンをはさむことで、どこの国でも課税が行われなくなる例をあげられた。この解決策として、現在、OECDで“BEPS”に対する行動計画が公

21) Mirrlees, J. (2011) *op. cit.*, p.450.

表されているが、これは、原理・原則からはずれているとの主張がなされ、めざすべき方向としては、ミード報告で主張されたキャッシュ・フロー法人税に国境税調整を加えたものにすべきであるとのことであった。これは、仕向地原則に基づくキャッシュ・フロー税であり、このような税であれば、立地選択に対して、影響を及ぼさないし、利益を国々のあいだに移転させる機会を大幅に減少させるだろうと主張された。これらについての討論は来年の国際財政学会で行おうということであったので、まだまだ検討する余地が残されており、今後の課題とさせていただきたい。

【参考文献】

- ・古田精司 (1995) 「企業課税の理論と課題」 武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』中央経済社。
- ・横山 彰 (1995) 「法人税の課税ベースと租税政策」 武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』中央経済社。
- ・J.A.ケイ/M.A.キング著 田近栄治訳 (1989) 『現代税制の経済学：イギリスの現状と改革』東洋経済新報社。
- ・横山 彰・馬場義久・堀場勇夫 (2009) 『現代財政学』有斐閣。
- ・Mirrlees, J. (2010), *Dimensions of Tax Design : The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- ・Mirrlees, J. (2011), *Tax by Design : The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- ・OECD (2013), Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting.
- ・OECD (2013), Addressing Base Erosion and Profit Shifting.
- ・公益社団法人 日本租税研究協会 (2013) 『税源浸食と利益移転 (BEPS) 行動計画』

Corporate Income Tax and Location Strategy

Mutsumi Murakami

ABSTRACT

Nowadays, in our country, corporate tax rate is discussed as the side of economic vitality, international competition, and to prevent mass departure of industries.

However, beyond the purposes of our country, in the midst of globalization, attempts that build a neutral tax system to the location strategy of corporations has been published in the form of Mirrlees Review in the United Kingdom. Examples of double exemption by using tax systems of world are watched, that is no longer be overlooked. In the OECD, “Base Erosion and Profit Sifting” becomes crucial problems, so international cooperation is aimed.

Mirrlees Review picked up the corporate income tax that has two dimensions. First, the tax base, and second, the location of the tax base. In this paper, by classifying a combination of the type and location of income, to prevent “Base Erosion and Profit Sifting”, how can be built in the neutral corporate income tax, it is considered based on Mirrlees Review.

Keywords : Globalization; Normal return; Excess return; Economic rent;
Source-based taxation; Residence-based taxation; Destination-
based taxation; Cash flow tax.